

疾 対 第 5 3 0 号
令和5年11月28日

介 護 保 険 課 長 殿

疾 病 対 策 課 長

施設の従事者並びに入所者に対する結核に係る定期健康診断の実施
および実施後の報告の周知について（依頼）

このことについて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）第53条の2により、施設の従事者並びに入所者に対する結核に係る定期の健康診断の実施が義務づけられており、感染症法第53条の7の規定により、定期の健康診断を行ったときは保健所長を経由して都道府県知事へ報告することが義務づけられています。

全国の結核患者数は年々減少していますが、奈良県は全国と比較しても高齢の結核患者の割合が高いことから、高齢者の結核早期発見が重要となっています。また、発症すれば二次感染を起こしやすい業務に従事する者についても、結核の早期発見は重要です。

つきましては、定期健康診断の実施と実施後の報告を確実に行っていただきますよう、貴課所管の対象施設（奈良市除く）への周知についてよろしくお願ひします。

記

1 感染症法第53条の2の規定に基づく定期の健康診断の実施について

1) 事業者の行う定期の健康診断

社会福祉法第2条第2項第3号に規定する施設*において業務に従事する者に対し、毎年度実施。

2) 施設の長の行う定期の健康診断

社会福祉法第2条第2項第3号に規定する施設に入所している65歳以上の者に対し、毎年度実施。

※社会福祉法第2条第2項第3号に規定する施設

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム

2 感染症法第53条の7の規定に基づく報告について

上記1の健康診断を行ったときは、実施した月の翌月10日までに、別紙様式「結核健康診断報告書（事業者用）」「結核健康診断報告書（学校・施設の長用）」により、管轄する保健所にご報告ください。

◆報告様式等の詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nara.jp/item/84960.htm#itemid84960>

| | |
|----|---|
| 担当 | 奈良県福祉医療部医療政策局 疾病対策課 感染症係 TEL 0742-27-8612 FAX 0742-27-8262 |
|----|---|